

韓国特許法及び実用新案法の 施行規則の一部改正のご案内

2025年7月11日から韓国特許法及び実用新案法の施行規則が一部改正されました。
改正された主な内容につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

改正事項1： 意見提出期間の延長(既存2ヶ月→4ヶ月)

出願人の便宜を高め意見書の準備に十分な時間を提供する趣旨として、特許及び実用新案の意見書の提出期限が従来の2ヶ月から4ヶ月に延長されました。
但し、意見書提出期間より早く意見書が準備できた場合、意見書とともに期間短縮申請書を提出すれば、早期に審査結果を受け取ることができます。

改正事項2： 分割出願に対する審査猶予申請を許容

通信・製薬・バイオなどの先端技術分野は、製品の商用化などに相当な時間がかかるため戦略的に審査を遅らせるための審査猶予申請を行うことができます。
しかし、これまで分割出願は審査猶予申請が制限されていたため審査を遅らせたいとの出願人のニーズを満たしていませんでした。
そこで、今回の改正により分割出願に対しても特許出願審査の猶予を許可することで、分割出願の場合でも戦略的に審査時期を遅らせることができるようになりました。

特許法人太平洋のニュースレターに掲載された内容及び意見は、一般的な情報提供を目的に発行されたものであり、特許法人太平洋の公式的見解や如何なる具体的事案に関する法律的意见を差し上げるものではないことをご了承ください。

更なる詳細に関するお問い合わせは以下の連絡先までご連絡ください。

T +82 2 2188 5456
F +82 2 2188 5455
E ip@BKL.co.kr